

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (行ツ) 第 3 6 3 号
決 定 日	平成 2 3 年 1 月 1 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	須 藤 正 彦 古 田 佑 紀 竹 内 行 夫 千 葉 勝 美
当 事 者 等	上 告 人 比 留 間 哲 生 上 告 人 長 谷 川 誠 二 上 告 人 柴 田 哲 夫 上 告 人 永 田 親 義 被 上 告 人 国 谷 由 人 同 代 表 者 法 務 大 臣 仙 谷 由 人
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 2 年 (行コ) 第 1 7 5 号 (平成 2 2 年 6 月 2 2 日 判 決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 2 3 年 1 月 1 4 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 岩 井

正 (印)